

諮問庁：検事総長

諮問日：令和2年10月13日（令和2年（行個）諮問第165号）

答申日：令和3年7月1日（令和3年度（行個）答申第43号）

事件名：電算処理システムを介して記録された本人に係る犯歴票の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

電算処理システムを介して記録された犯歴票に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月31日付け神地企第104号により神戸地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求をする。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書及び資料を諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため、その記載を省略する。

令和2年7月31日神戸地方検察庁検事正が保有個人情報の開示をしない旨の決定をした不開示決定に対し審査請求する。不開示理由とする法45条に当たらない。

法16条「裁量的開示」は不開示情報が含まれる場合であっても個人の権利利益を保護するために開示請求者に開示することができるのに開示しなかった。

法1条「目的」に記す個人の権利利益を侵害して保護しないで行政の運営を図るもので「行政の適正」「公務の円滑な執行」に瑕疵があるのに開示しなかったのは、個人情報の適正かつ効果的な活用に瑕疵がある。

法2条「定義」4項「要配慮個人情報」のうち

- (1) 本人の犯罪歴として犯歴票の存否
- (2) その他、本人に対する不利益が生じないようにその取扱いを特に配慮を要するものとして政令で定めた記述が含まれる個人情報として不動産

登記法 18 条，登記申請に必要な事項として政令で定める「申請情報」，2 号，書面で提出した申請情報を電子申請でぬりかえた申請情報を正当な情報とした法務省の電子計算処理組織をもって申立人を親の一身専属にない第 3 者に陥入れた犯歴票存否の開示で誤った情報を行政機関が組織的に利用することの停止は個人情報の適正かつ効果的な活用を導くものである。塗りかえられた申請情報（登記簿偽造）の更正を導くものである。

昭和 63 年法務省令第 37 号附則 2 条 2 項の規定をもって特定年月日移記された特定住所 A 土地家屋，仮に特定年 A 所有権を有する特定親族に対して差押えの登記がされていたとしても特定年 B 特定親族死亡を原因とする申立人による登記申請を特定法務局が却下して申立人に対する差押えの更正登記なしに申立人に対して適法な債務名義が存在するとはいえず，刑法 242 条差押権者の所有権（財物）とはみとめられないのに不動産にインターネット競売が許可されていなかった。特定年 C にインターネット競売された後の法律である金融法（金融商品取引法）で申立人に対して差押えの登記があったとみなすのは（不動産は財物でないとするのは）法律の留保に違反する。

特定年 D 特定住所 B 借地上にある都市再生機構の建物の一部専有権について「土地及び土地上の定着物である建物」を指す不動産の規定を適用して専有権明渡しの際の公示書を損壊したとする民執法 204 条（当時）同 168 条の 2 に記す不動産とした扱いで罰則規定のみで罪に陥れた刑事事件の存在がない。右不動産詐欺であるのに法務省の電子計算処理組織をもって行政の適正かつ円滑な運営，個人情報の適正かつ効果的な活用とみなすことの停止を求め請求する。

刑事事件がないのに法 45 条刑事事件に係る裁判について適用除外することを理由とする不開示決定は理由にならない。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

##### (1) 開示請求の内容

本件開示請求は，開示請求書記載の「電算処理システムを介して記録された犯歴票」に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）を対象とした開示請求である。

##### (2) 処分庁の決定

処分庁は，本件対象保有個人情報は，法 45 条 1 項の「刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報」に該当し，法 4 章の適用が除外されているため不開示とする決定（原処分）を行った。

#### 2 諮問の要旨

審査請求人は，処分庁の決定に対し，「刑事事件がないのに法 45 条刑

事事件に係る裁判について適用除外することを理由とする不開示決定は理由にならない」として、原処分を取り消し、対象となる保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

### 3 諮問庁の判断及び理由

#### (1) 本件対象保有個人情報法45条1項による適用除外の対象となること

本件開示請求は、開示請求者の犯歴に関する保有個人情報の開示を請求しているものと認められるところ、犯歴とは、電子計算機又は犯歴票等により、有罪の確定裁判を受けた者ごとに、有罪の確定裁判を受けた事実及びその裁判の執行状況等を把握しているものである。

したがって、これが刑事事件の裁判、刑の執行に係る保有個人情報であることは明らかであって、法45条1項により法4章の適用が除外されることも、また明らかである。

#### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記2のとおり、刑事事件がないのに法45条1項により法4章の適用除外とすることは不開示決定の理由に当たらない旨主張するところ、そもそも「刑事事件がなく」という主張の趣旨は不明である上、そのことをもって、刑事事件の裁判又は刑の執行に係る保有個人情報である本件対象保有個人情報を開示すべき根拠となるとは考えられないのであって、審査請求人の主張は失当である。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報は、法45条1項の「刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報」に該当し、法4章の適用が除外されているため不開示とした原処分は、妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和3年5月28日 審議
- ⑤ 同年6月25日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「電算処理システムを介して記録された犯歴票に記録された保有個人情報」である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の「刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報」に該当し、法第4章の適用が除外されているとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているものと解されるどころ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について検討する。

## 2 適用除外について

### (1) 法45条1項の趣旨等

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、犯歴を有する者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

### (2) 検討

諮問庁の上記第3の3(1)における「本件対象保有個人情報は、審査請求人の犯歴に関する保有個人情報であると認められるところ、犯歴とは、電子計算機又は犯歴票等により、有罪の確定裁判を受けた者ごとに、有罪の確定裁判を受けた事実及びその裁判の執行状況等を把握しているものである。」旨の説明は、犯歴事務規程（最終改正 令和元年6月28日法務省刑総訓第6号（令和元年7月1日施行））によれば、不自然、不合理な点は認められず、首肯できる。したがって、これを開示すると、特定の個人が犯歴を有することが明らかとなり、犯歴を有する者の社会復帰上又は更生保護上問題になるといえる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

## 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件対象保有個人情報につき、法16条の規定に基づく裁量的開示を行うべきである旨主張していると解されるどころ、法45条1項により法第4章の規定は適用除外となるため、同章に置かれている法16条の規定も当然に適用されないものであるから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨